神奈川県社保協ニュース

神奈川県社会保障推進協議会 【NO. 20－9】 2021年2月26日発行
横浜市中区桜木町3－9平和と労働会館6F TEL045-201-3900・FAX045-212-5745

許さない!!
75歳以上の医療費2倍化

2月18日、75歳以上の高齢者の医療費窓口負担2倍化に反対する緊急集会が、国会議員会館で行われ、オンラインを含めて163人が参加しました。集会は、全国保団連、中央社保協、全日本年金者組合、日本高齢期運動連絡会の共催。この日4万5385筆の署名が提出され、これまでに集めた署名は78万2563筆。

開会あいさつした保団連の住江会長は、「このコロナ禍で国民は苦境にあえいでいる。とりわけ高齢者に負担を強要している。こんなことが許されるか」と述べ、国会論戦を前に反対世論を広げようと訴えました。立憲民主党、国民民主党、日本共産党、社民党、無所属の議員が連帯のあいさつ。リレートークでは、神奈川県社保協の根本事務局長が、神奈川の取り組みを報告し、神奈川保険医協会の馬場副理事長、宮沢監事が発言しました。

閉会あいさつで高齢期運動連絡会の菅谷代表委員は、「負担が2倍になれば通院回数を減らすなどとアンケートに答えた人が約3割に上る」と指摘。今後の取り組みとして、3月18日（木）と4月22日（木）に国会行動を行い、3月22～27日をゾーンに全国で集中して宣伝行動を実施しようと呼びかけました。

「2割化反対署名」27,244筆集約、急ピッチで広げよう！！

11月から新たに開始した「75歳以上の医療費2割化反対実行委員会」の署名は、各組織・地域で精力的に取り組まれ、2月26日現在、27,244筆が集約されています。なかでも、署名に協力いただいている公団自治協から5393筆寄せられました。署名の累計は11万筆を突破しました。

2月17日、8団体44人が参加して神奈川の国会行動が取り組まれ、地元議員に「2割化反対署名」提出の「紹介議員」の要請をしました。1月段階での紹介議員は10人でしたが、右表のように12人まで広がり、署名をお渡ししています。さらに紹介議員の要請をすすめます。

次回の神奈川国会行動は、3月17日（水）に予定しています。年金者組合は、この日の国会行動への参加を呼びかけています。署名をさらに広げ、国会に提出できるよう県社保協まで集約した署名をお送りください。

3月22～27日をゾーンに全国で集中した宣伝行動が呼びかけられています。さらに広げる宣伝・署名行動を計画してください。

署名提出の紹介議員一覧（敬称略）

＜衆議院議員＞

阿部　知子	（神奈川12区）	立民・国民
青柳陽一郎	（神奈川8区）	立民・国民
志位　和夫	（比例南関東）	日本共産党
篠原　　豪	（比例南関東）	立民・国民
中谷　一馬	（比例南関東）	立民・国民
畑野　君枝	（比例南関東）	日本共産党
笠　　浩史	（神奈川9区）	無所属
早稲田夕季	（神奈川4区）	立民・国民
後藤　祐一	（比例南関東）	立民・国民
山崎　　誠	（比例東北）	立民・国民

※神奈川5区候補者予定

＜参議院議員＞

小池　　晃	（比例）	日本共産党
真山　勇一	（神奈川選挙区）	立民・国民

県・市町村議会に陳情書提出！！

年金者組合は、「後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出」を「難聴補聴器の助成」とあわせて、「二大陳情運動」として、神奈川県・全県の市町村議会に陳情を提出しました。地域社保協でも陳情提出をすすめており、2つの陳情が提出された議会も数多くあります。3月議会で、陳情の採択が行われますので、要請運動を強めましょう。

神奈川県に陳情を提出する年金者組合のみなさん

生活保護減額は「違法」！！大阪地裁・歴史的な原告勝訴判決

2 月 22 日、大阪地裁は、国が 2013 年 8 月から開始した生活保護費引き下げは生存権を保障した憲法 25 条に違反するとして、その取り消しなどを求めた「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」（いのちのとりで裁判）で、生活保護費の減額処分は違法であるとして、処分を取り消す判決を出しました。国家賠償請求は棄却したものの、各処分を違法であるとして取り消すという、画期的判決です。

現在、神奈川県も含めて全国 29 都道府県で 1000 人近くの原告がたたかっており、大阪地裁の判決は、昨年 6 月の名古屋地裁の不当判決を克服した、初の勝訴判決です。

判決は、国による「物価偽装」について、「判断の過程及び手続に過誤、欠落があるといわざるを得ず、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用がある」と断罪しました。引下げの名目とされた、①「デフレ調整」、②「ゆがみ調整」のうち、①「デフレ調整」について、特異な物価上昇が起こった平成 20 年を起点に取り上げて物価の下落を考慮した点、生活扶助相当 CPI という独自の指数に着目し、消費者物価指数の下落率よりも著しく大きい下落率をもとに改定率を設定した点において、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠き、生活保護法 3 条、8 条 2 項の規定に違反し違法であると判断しました。

原告団と弁護団、いのちのとりで裁判全国アクション、生活保護引き下げに NO！全国争訟ネットは連名で、「本判決は、国家賠償請求こそ認めなかったとはいえ、原告らの置かれた厳しい生活実態を真摯に受け止め、国が行った生活保護基準引下げを問題とし、裁量逸脱を認めた。健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を具体的に保障する歴史的な勝訴判決である」との声明を出しました。

2 月 24 日、全国生活と健康を守る会連合会（全生連）は、国に対し、控訴の断念を求める声明を発表しました。同判決について「歴史的な勝訴判決」であり、保護基準引き下げを強行した安倍前政権の社会保障政策を正面から問うものと強調。「全国でたたかっている『生存権裁判』に大きな影響を与える」とし、「引き続き裁判勝利のために奮闘する」としています。神奈川の生存権裁判は、4 月 26 日に横浜地裁で口頭弁論が開かれます。神奈川でも勝利判決を獲得するために奮闘しようではありませんか。

県に新型コロナ対策の緊急要請！！

2 月 17 日、県社保協は神奈川県に、以下の内容で、医療機関、介護・福祉施設等の支援を重点にした新型コロナウイルス対策の速やかな実施を求める要請をしました。要請には、根本事務局長と揚妻事務局次長が参加し、県政策局の関根調査監が対応しました。

①神奈川県として、高齢者施設と障害者施設に対しての定期検査の実施を行うことは大いに評価しています。しかし、通所施設や訪問介護施設は対象外となっています。通所施設や訪問介護施設も含めて、医療機関と介護・福祉施設に対する PCR 検査の速やかな定期実施を行うこと。

②国に対し、医療機関と介護・福祉施設の減収に対する補填対策を働きかけること。神奈川県として独自に、「医療機関及び介護・福祉サービスに対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の支援金の補助」、「医療機関等継続・再開支援事業費補助」が実施されていることは評価していますが、減収に対する補填対策を独自に行うこと。

③国により、医療機関や介護・福祉施設で働く職員に対する慰労金が支払われ、県単独で、保険薬局で働く薬剤師、事務員に対して 3 万円の慰労金が支払われたことなど、県独自の施策を積み上げていることは評価しています。神奈川県として国に対して、医療機関や介護・福祉施設で働く職員と、保険薬局で働く薬剤師、事務員に対してさらなる慰労金の支払いを求めること。神奈川県としての独自の追加支援策を行うこと。

④第三次補正予算の地方創生臨時交付金を活用するなどして、神奈川県の独自支援策を拡充するともに、市町村の支援策との相乗効果を生むよう連携を強めること。国に対して、第二次補正予算の予備費の活用、第三次補正予算の早期実施を求めること。

神奈川県に PCR 検査の完全実施を要請　神奈川民医連

2 月 16 日、神奈川民医連は、神奈川県に「医療機関・福祉施設等や感染拡大地域への PCR 検査の完全実施を求める要請」を行いました。緊急事態宣言を発してから、飲食店関係でのクラスターは減少傾向にあるものの、医療機関や福祉施設では逆に増加しています。一日も早く感染者を減らすと同時に、重症者や死亡者を減らすことが求められています。2 月 6 日に、黒岩知事は「県内全域の高齢者施設や障害者施設の職員全員に新型コロナウイルスの定期的な検査を実施する」と発表しました。新規の感染者数が一定減少している今こそ、無症状感染者を徹底して拾い上げ保護する検査が必要です。感染拡大地域への集中検査も、実施が急がれます。

①**医療機関・福祉施設での PCR 検査の完全実施について⇒**クラスター(集団感染)が発生している、していないに関わらず、県内の医療機関や福祉施設等で働く職員と新規の利用者を対象に最低月 1 回の PCR 検査を無償で実施すること。この場合の新規利用者とは、入所施設(短期入所施設を含む)に限らず、通所系施設も含むこと。

②**感染拡大地域への集中検査の実施について⇒**クラスターが発生した地域での検査対象者の絞り込みを行い、そのエリア内で働く職員や利用者などの関係者に対しては、無償で PCR 検査を実施すること。

③**感染経路の追跡と感染者の保護について⇒**重症・中等症・軽症の有無を問わず、感染経路を追跡し、感染拡大を最小限に止め、感染者の保護に努めること。そのためには、保健所の職員を増員し、保健所機能を強化するとともに受け入れ、医療機関の病床確保に努めること。

④**無症状感染者の早期発見のための PCR 検査実施について⇒**無症状でも、65 歳以上の高齢者や基礎疾患を持ち、PCR 検査を希望する者については、医師の指示がなくとも無償で実施できるようにすること。

医療危機対策本部の担当課長は、「皆さんから要請された内容については、県全体でも共有し、必要なものは国にも要望を出していきたい」と決意を述べられました。**＜神奈川民医連　県連活動 NEWS より転載＞**

補聴器の購入助成制度を!!

年金者組合が川崎区長と懇談

2 月 17 日、年金者組合川崎みなみ支部は、補聴器購入の助成制度を求めて、川崎区の水谷区長と懇談しました。水谷区長は「補聴器はなぜ高いのか。医療機器にあたるので高価だということを聞いた」と話され、私たちの要求に耳を傾けてくれました。

＜川崎市社保協ニュースより転載＞

≪3 月の主な行動・会議日程≫

3 月 1 日（月）3.1 ビキニデー集会（オンライン併用）
3 月 3 日（水）中央社保協運営委員会・介護障碍部会 10:30（ZOOM 会議）
3 月 4 日（木）「いのち署名」国会請願意思統一集会 11:00 星稜会館（13:00～国会議員要請）
3 月 5 日（金）国民大運動実行委員会世話人団体会議 9:00 平和と労働会館 4F 会議室
県社保協第 9 回常幹 14:00（ ZOOM 会議）
3 月 6 日（土）デジタル化問題学習交流会①14:00 波止場会館 4F 会議室（オンライン併用）
3 月 8 日（月）3.8 国際女性デー神奈川県集会 18:30（オンライン集会）
3 月 10 日（水）2021 年春闘統一回答指定日
東日本大震災かながわ追悼のタベ 15:00 象の鼻パーク
3 月 11 日（木）2021 年春闘全国統一行動
3 月 12 日（金）重税反対全国統一行動
県社保協第 9 回幹事会 14:00（ZOOM 会議）
3 月 13 日（土）デジタル化問題学習交流会②14:00 波止場会館 4F 会議室（オンライン併用）
3 月 17 日（水）神奈川国会行動 10:00 衆議院第一議員会館第 1 会議室
3 月 18 日（木）75 歳以上の高齢者の医療費窓口負担 2 倍化に反対する集会 12:00（国会議員会館）
3 月 19 日（金）消費税廃止各界連運営委員会 15:00 神商連会議室
3 月 20 日（土）年度末なんでも相談会（電話相談）＆食料支援 10:00 神商連会議室
保険医協会オンラインイベント「コロナ禍でこそ！お金の心配なく医療にかかれる社会へ」13:30
3 月 24 日（水）消費税廃止各界連宣伝行動 14:00 伊勢佐木町有隣堂前
県社保協介護保険改善委員会 16:00 民医連会議室
3 月 25 日（木）県民要求連絡会事務局会議 12:30（ZOOM 会議）
3 月 29 日（月）神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 14:30 藤沢商工会館ミナパーク

高齢者いじめの「2倍化法案」！！ ５つの問題点

2月5日、菅内閣は閣議決定し、「75歳以上の医療費窓口負担2倍化法案」を、健康保険法等4つの法案と抱き合わせで、一括法案として国会に提出されました。3月には審議入りとなります。この高齢者いじめの法案について、神奈川県社保協は、5つの問題点を指摘します。

①コロナ感染が広がるもとで、高齢者の医療への受診控えが起きています。医療費の窓口負担が2倍に引き上げられれば、さらに受診抑制が強まり、高齢者のいのちをも脅かすことになります。高齢期運動連絡会のアンケートでは、3割の人が2倍になれば通院回数を減らすと答えています。

②2倍化の法案は、健康保険法等4つの法案と抱き合わせで、一括法案として提出されました。4つの法案の中には、国保の保険料のうち、子ども均等割保険料を未就学児まで半額に軽減する（2022年度から実施予定）ものも入っています。切り離しての審議・採択の要請を強めましょう。

③神奈川県後期高齢者医療広域連合が推計した2割負担・3割負担の人数・割合では、2割負担が28.9%、3割負担は11.1%で、41%にのぼる人が2割以上の負担となります。厚労省は、全国平均23%（3割負担を入れて30%）と推計値を出していますが、神奈川の実態は大きく解離しています。神奈川では4割以上の人が2割負担・3割負担となり、厚生年金、共済年金加入者の多くが負担増となります。

④全世代型社会保障検討会議の方針では、2倍化にする理由に、「現役世代の負担軽減」と言っています。しかし、現役世代の負担軽減は、1人当たり年間1100円に過ぎず、月額100円未満の軽減にしかなりません（現役世代の医療保険料には、後期高齢者医療制度の支援金が内包されています）。これは厚労省が示した試算で、詐欺としか言いようがありません。世代間の対立をあおるものでしかなく、国の責任で負担軽減すべきです。

⑤全世代型社会保障検討会議の方針では、「負担能力のある方に可能な範囲でご負担いただく」とあります。「応能負担」原則は、税金・社会保険料などへの徹底は必要ですが、医療の受診料、介護の利用料にあてはめるのは「二重の負担」を強いるもので、応能負担原則のあやまった運用です。

介護保険第８期（2021～23年）の保険料の動向

各市町村で、介護保険の第8期（2021～2023年）の事業計画の策定がされ、3月議会ですべての市町村の保険料が確定します。

すでに右表のとおり、16自治体で条例改正案が提出されています。大磯町が基準額で300円の引き下げ、秦野市が据え置きとなっているものの、引上げ平均は月額210円と厳しい状況です。

県社保協として、保険料の引上げとならないよう、準備基金の活用、保険料所得区分の多段階化（高所得の段階を増やす）、所得限度額の引き上げを求めています。

①**準備基金の活用⇒**横浜市（基準額で300円圧縮）、平塚市（12億円取崩して434円圧縮）、大磯町（1億5千万円取り崩して300円引き下げ）

②**保険料所得区分の多段階化⇒**川崎市、平塚市、藤沢市、葉山町、二宮町

③**所得限度額の引き上げ⇒**川崎市、藤沢市、葉山町、二宮町

秦野市は、高所得区分の額を引き上げ、据え置きとしています。3月初旬には、他の自治体も議会に条例改正案が提出されますので、市町村、議員などどの懇談をすすめましょう。

第8期市町村別介護保険料（案）（3月議会に提出された条例改正案より）

自治体名		保険料（基準額）月額（円）				所得区分段階		所得限度額（万円）	
		第8期 2021～23年度	第7期との差額	第7期 2018～20年度	第6期 2015～17年度	第8期	第7期	第8期	第7期
1	横浜市	6,500	300	6,200	5,990	16	16	2,000	2,000
2	川崎市	6,315	490	5,825	5,540	17	14	2,000	1,000
3	平塚市	5,513	236	5,277	4,820	17	14	1,000	1,000
4	鎌倉市	5,500	36	5,464	5,170	16	16	2,500	2,500
5	藤沢市	5,500	800	4,700	4,700	14	12	2,000	1,000
6	茅ヶ崎市	4,980	100	4,880	4,420	11	11	800	800
7	相模原市	6,000	200	5,800	5,375	11	11	1,000	1,000
8	秦野市	5,390	0	5,390	5,200	13	13	1,000	1,000
9	厚木市	5,453	68	5,385	4,950	16	16	2,000	2,000
10	海老名市	5,180	60	5,120	4,390	12	12	1,000	1,000
11	南足柄市	5,075	375	4,700	4,558	11	11	800	800
12	葉山町	4,900	100	4,800	4,800	16	14	2,000	1,500
13	綾瀬市	5,208	350	4,858	3,894	16	16	1,000	1,000
14	大磯町	5,400	-300	5,700	5,500	13	13	800	800
15	二宮町	4,700	250	4,450	4,450	13	10	1,000	400
16	箱根町	6,200	300	5,900	5,100	12	12	800	800
単純平均		5,488	210	5,278	4,929	14.0	13.2	1,356	1,163

＜基準額＝65歳以上（第1号被保険者）の介護保険料基準額＞